令和７年度

相楽広域行政組合
歳入歳出決算審査意見書

相楽広域行政組合監査委員

令和７年度　決算審査意見書

令和７年度相楽広域行政組合一般会計の歳入歳出決算書及び証ひょう書類、その他政令で定める書類を審査した結果、下記のとおり意見を付する。

令和８年１１月６日

相楽広域行政組合
監査委員　東　　達　廣　印

監査委員　柴田　はすみ　印

第１　審査の概要

１　審査の対象

令和７年度相楽広域行政組合一般会計歳入歳出決算書

２　審査の期日

令和８年１０月１４日（水）午後１時２０分から午後３時６分

３　審査の手続

この決算審査にあたっては、相楽広域行政組合代表理事から提出された一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、計数に誤りはないか、財政運営は健全か、財産管理は適正か、さらに予算の執行については関係法令に従って効率的になされているかなどに主眼をおき、毎月実施している例月出納検査を参考とし、関係諸帳簿及び証ひょう書類との照合、その他必要とされる書類等の提出を求め、関係職員から説明を受けるなどして実施した。

第２　審査の結果

審査に付された一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は関係法令に基づき作成されており、決算計数は関係帳簿及び証ひょう書類と照合した結果、全て適正に処理されていることが認められた。

１　決算規模

令和７年度一般会計の決算規模は、次のとおりである。

（単位：円）

区　　分		一般会計
1　予　算　現　額		432,038,000
2　歳　入　総　額		430,457,772
3　歳　出　総　額		421,434,410
4　歳入歳出差引額		9,023,362
5　翌年度へ繰越すべき財源	(1)継続費逓次繰越額	0
	(2)繰越明許費繰越額	0
	(3)事故繰越し繰越額	0
	計	0
6　実　質　収　支　額		9,023,362

2　審査意見

まず、予算総額から見た歳出の執行率は、９７．５％であり、適正に執行されているとともに、財政運営は総体的に見て健全であり、適切であることが認められる。

本組合においては、国庫支出金や府支出金等を除き、基本的に、組合を組織する市町村の分担金でもって運営されていることから、その運営にあたっては、引き続き、構成市町村との連携のもと適切な事業運営に努められたい。また、構成市町村の財政状況が一段と厳しさを増す中、最小の経費で最大の効果を上げるためにも、前例踏襲に陥ることなく、施策の十分な検証、判断、決定のもと、必要な部分には必要な資源を投入し、引き続き地域住民の生活福祉の増進に寄与するよう将来を見据えた適正な予算執行が望まれる。

令和７年度は相楽会館の老朽化等に伴う現地建替えにあたり、解体工事を円滑に完了させるとともに、住民サービスが低下しないように、消費生活センターは京都府木津総合庁舎で、休日応急診療所は木津川市木津保健センターで、それぞれ円滑に業務がなされた。

なお、一般会計科目別決算額の対前年度比較は、別表１から別表２のとおりである。

一般会計では、相楽会館建替事業を除くと、し尿処理業務が本組合の業務の大勢を占めており、その直接経費である衛生費のうち清掃費が一般会計の４８．１％と高い割合となっている。

さらに、人件費などを除けば、し尿処理業務が本組合のすべてに近いと言っても過言ではなく、本組合はもとより各市町村の財政面に大きな影響を及ぼすもの

であることから、本業務の円滑かつ適正な運営が強く求められる。

その中で、広域的な取組みのし尿処理施設である、そうらく衛生センターの運転維持管理業務については、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（いわゆる「合特法」。）の趣旨を踏まえた代替業務として、し尿収集運搬業者等で組織する「京都南部環境事業協同組合」に委託され、長期包括的運営業務の１期目が完了した。

ただし、包括的に運転管理業務を委託したとしても、一般廃棄物の処理責任については本組合にあることから、併せてモニタリング業務委託により専門的知見を持った第三者による業務監視・評価を実施し、業務が要求水準書どおり適正に実施していることが確認されていることを踏まえ、組合として履行確認がなされており、適正かつ効率的な業務が行われていることは高く評価できる。

今後の課題として、モニタリングには、相応の技術力が必要となるため、長期包括的運営業務委託に精通した第三者機関の技術的支援による監視体制を維持・強化する必要がある。また、機器管理方式として、現状の事後保全から予防保全への移行についても検討が必要である。

加えて、令和８年度からも長期包括的運営業務（２期目）を委託するにあたり、一般財団法人日本環境衛生センターに見積精査業務を委託され、委託内容の妥当性及び見積金額の精査がなされたことは、第三者による専門的・客観的な視点による評価を踏まえた対応がなされており、適切に予算計上がなされたものと考える。

また、そうらく衛生センターへの収集運搬業務についても、日常業務として円滑に処理されているが、令和７年度の搬入量は、し尿が４，０４９kℓで前年度に比べ２０９kℓ、４．９％の減少、浄化槽汚泥が７，９６０kℓで前年度に比べ２kℓの減少と、総量では１２，００９kℓで前年度に比べ２１１kℓ、１．７％の減少となっている。

なお、下水道等の進捗により、し尿収集世帯は減少してきているものの、本業務の委託者である組合としては、収集運搬業務の適正な業務遂行がなされるよう引き続き対応されたい。

次に、相楽消費生活センターの運営業務については、平成２２年３月の業務開始から令和７年度で１５年となり、運営も安定している。

相談業務については、商品やサービスの契約に関する苦情や相談、あるいは通信販売等の契約トラブルなどについて、電話や来所で相談を受け、適切に助言、あっせん等を行って解決に結びつけられていられる。また、消費者教育・啓発業務については、平成３０年度から地方消費者行政強化交付金を活用し、学校教育における消費者教育及び高齢者の見守りネットワークへの支援等に積極的に取り組まれている。しかし、令和７年度で交付金の廃止の議論があったものの、引き続き交付されることとなったが、今後も交付金の獲得に向け、引き続き積極的な取組みをされたい。

業務の状況については、年間の相談件数が７５２件で前年度の５７２件に比べ１８０件、３１．５％増加している。消費生活出前講座は、一般や学校関係消費

者教育を含めると、７９回、２，３８４人を対象に実施され、消費者教育・啓発に努められており、小・中学生への消費者教育は重要であると考えられることから、引き続き小・中学校への出前授業に積極的に行い、内容についても新鮮味のあるものとなるよう取り組まれたい。

平成２４年６月に開設された相楽休日応急診療所では、日曜日、祝日、年末年始における軽症の急病患者に対する適正な一次応急処置の場を提供することで、圏域住民の安心･安全な生活の推進が、関係機関との連携により運営されている。

令和７年度は、年間の受診者数が９９２人で前年度の１，０９９人に比べ１０７人、９．７％の減少となっている。

また、これまでと同様に市町村ごとの実績比と人口比が異なっていることから、受益と負担の不均衡が生じているという側面もあるが、これは診療所の立地場所が影響していると考えられる。

また、新型コロナウイルス感染症の感染者が前年度に比べ減少したことや受診者数の減少などの要因に伴い、診療報酬収入は減少している。

本診療所については、診療報酬収入及び市町村分担金の補てんによる運営であることから、構成市町村の負担の軽減に向け、引き続き、特定財源の獲得に向け、積極的な取組みをされたい。さらには、圏域住民のセーフティネットとしての役割を果たすことは重要であり、住民の安全・安心を守る意味においても本診療所の存在意義は大きく、そのあり方も含め、医師会、薬剤師会、山城南保健所及び関係機関と連携した取組みが必要である。

さらに、令和７年度は解体工事や新庁舎基本・実施設計業務を滞りなく完了され、令和８年度は建設工事に着手中であり、専門的な業務については、一般財団法人京都技術サポートセンターの支援を受けつつ、円滑に工事を進められており、圏域住民の福祉の向上に寄与する新庁舎の建設に努められたい。

これらの多岐にわたる共同処理する事務が、現在の職員態勢において、特に、専門的な分野については、コンサルタント等を適切に活用し、効率的・合理的に遂行されたことは大いに評価できる。

最後に、一部事務組合は、本来、各市町村が単独で処理するべき業務を、困難性や効率性などの観点から圏域で共同処理しているものであるため、各市町村では、共同処理の業務分だけ事務負担が軽減されているものであると言える。

また、近年、本組合に新たな業務が加わるとともに、相楽会館の建替事業もあり、現在の限られた職員数では構成市町村が望むすべての業務への対応が困難であると想定される。以上の点から、構成市町村においては事務局職員の配置について積極的な検討が必要であると考えられる。

本組合については、今後も圏域の枠組みを堅持しながら、本組合規約に定められた共同処理事務に努め、圏域が一体となって各種事業に取り組まれることを望むものである。

別表１

一般会計歳入決算額対前年度比較表

（単位：円、％）

区　　分	令和７年度		令和６年度		増 減 額	増減率
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比		
分担金及び負担金	280,827,017	65.2	273,995,190	84.9	6,831,827	2.5
使用料及び手数料	15,920,580	3.7	16,064,520	5.0	△ 143,940	△ 0.9
診 療 報 酬 収 入	10,714,704	2.5	13,850,191	4.3	△ 3,135,487	△ 22.6
国 庫 支 出 金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
府 支 出 金	4,273,000	1.0	3,957,000	1.2	316,000	8.0
繰 越 金	31,708,384	7.4	14,357,894	4.4	17,350,490	120.8
諸 収 入	214,087	0.0	623,954	0.2	△ 409,867	△ 65.7
組 合 債	86,800,000	20.2	0	0.0	86,800,000	皆増
歳 入 合 計	430,457,772	100.0	322,848,749	100.0	107,609,023	33.3

別表２

一般会計歳出決算額対前年度比較表

（単位：円、％）

区　　分	令和７年度		令和６年度		増 減 額	増減率
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比		
議 会 費	387,693	0.1	381,365	0.1	6,328	1.7
総 務 費	182,823,783	43.4	50,208,003	17.3	132,615,780	264.1
衛 生 費	222,406,601	52.8	225,356,374	77.4	△ 2,949,773	△ 1.3
商 工 費	15,816,333	3.7	15,194,623	5.2	621,710	4.1
歳 出 合 計	421,434,410	100.0	291,140,365	100.0	130,294,045	44.8